

# 多様なアクターとの連携促進 および開発協力の発信取組



日印産学研究ネットワーク構築支援プロジェクト（FRIENDSHIPプロジェクト）のもと、インド工科大学ハイデラバード校の学生と日本の学生が議論しながら講義を受ける様子（写真：JICA）

- 1 連携強化のための取組 ..... 124
- 2 開発協力の発信に向けた取組 ..... 136
- 3 開発協力の適正性確保のための取組 ..... 142

# 第Ⅳ部 多様なアクターとの連携促進 および開発協力の発信取組

日本の開発途上国への開発協力は、今までのODAを中心とした支援のみならず、人間の安全保障の理念のもと、今後より一層、地球規模課題の解決に寄与するものとしなければなりません。その実施に当たっては、政府やJICAのみならず、大企業や中小企業、地方自治体のほか、大学、NGOを含む市民社会などの多様なアクター（主体）が、互いの長所を活かしながら連携して取り組む必要があります。こうした連携を行うに当たって、日本政府は、大企業のみならず中小企業も積極的に海外で活躍できるよう、ODAを活用した海外展開支援を行っています。また、NGOや市民社会の力を最大限に引き出すと同時に、様々なアクターが世界の開発協力の現場で活躍できるよう、支援していかねばなりません。

さらに、国民の税金を使って行われている以上、日本のODAが効果的で無駄のない方法で実施されるよう、開発協力の適正性確保のための努力を続けていく必要があります。また、日本政府は、開発協力に対する理解を国内外でさらに深めていくべく、一層積極的な広報・発信に関する取組を行っていきます。

## 1 連携強化のための取組

日本の開発協力は、多様なアクターとのパートナーシップのもとで推進されています。政府や政府関係機関による開発協力の実施に当たっては、JICAとその他の公的資金を扱う機関（株式会社国際協力銀行（JBIC）、株式会社日本貿易保険（NEXI）、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構（JOIN）、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（JICT）等）との間の連携を強化するとともに、民間部門を含む多様な力を動員・結集するための触媒としての役割を果たせるよう、様々な主体との互恵的な連携を強化することが重要です。

### (1) 官民連携

経済のグローバル化に伴い、ODAの総額を上回る民間資金が開発途上国に流入する現在、途上国の開発のための資金ニーズに対応するためには、民間資金による開発への貢献を促進することがますます重要となっています。

日本の民間企業が途上国で様々な事業を行うことは、現地で雇用の機会を創り出し、途上国の税収の増加、貿易投資の拡大、外貨の獲得などに寄与し、日本の優れた技術を移転するなど、多様な成果を途上国にもたらすことができます。日本政府は、こうした民間

企業との連携を通じ、効率的かつ効果的な開発効果の発現を目指し、様々な支援を行っています。

たとえば、日本政府は、政府と民間企業が連携して公共性の高い事業などをより効率的・効果的に行うことを目指す、ODAを活用した官民連携や、技術協力による制度整備や人材育成を行っています。また、海外投融资や円借款などを活用して、プロジェクトの計画段階から実施までの支援や、日本企業が途上国において、様々な開発課題の解決に向けたビジネスモデルを策定するための情報収集や現地での実証活動を支援しています。

加えて、国連開発計画（UNDP）および国連児童基金（UNICEF）などの国際機関は、途上国における豊富な経験と専門性を活かし、日本企業による包摂的<sup>ほうせつ</sup>ビジネス\*を推進しています。

### ア. ODAを活用した官民連携

官民連携とは、官によるODA事業と民による投資事業などが連携して行う官民協力の方法です。民間企業の意見をODAの案件形成の段階から取り入れて、たとえば、基礎インフラはODAで整備し、投資や運営・維持管理は民間で行うといったように、官民で役割分担し、民間の技術や知識・経験、資金を活用し

て、開発効率の向上とともに、より効率的・効果的な事業の実施を目指すものです。官民連携の事例として、上下水道、空港、高速道路、鉄道などの分野での協力が挙げられます。

### イ. 協力準備調査

近年、新興・開発途上国においては、建設段階のみならず、完工後の運営・維持管理を含めたインフラ事業の一部に民間活力を導入し、さらに高い効果と効率を目指す官民協働によるインフラ整備の動きが世界的に拡大しています。こうしたインフラ事業においては、官民の適切な役割分担を策定するために、案件形成の初期の段階から官民が連携して取り組むことが重要です。そのため、JICAは、企業提案型の「協力準備調査」スキームとして、海外投融資や円借款の活用を目指したインフラ事業への参画を計画している民間企業から事業提案を広く公募し、事業計画策定のためのフィージビリティ調査 (F/S)\* を支援しています。

### ウ. 中小企業・SDGsビジネス支援事業

開発途上国は、貧困削減、感染症、紛争、自然災害、気候変動など地球規模の様々な課題（開発課題）を抱えており、近年ますます深刻化、複雑化する傾向にあります。そうした中、民間企業の自由な発想に基づいたアイデアを開発協力に取り込み、ビジネスを通じた現地の課題解決や多様なパートナーとの連携が必要となっています。

本事業は、民間企業からの提案に基づき、途上国の開発ニーズと企業が有する優れた製品・技術等とのマッチングを支援し、途上国での課題解決に貢献するビジネス (SDGsビジネス) の形成を後押しするものです。委託調査の形で実施され、必要な情報収集 (基礎調査、案件化調査) や、提案製品・技術等の実証活動を通じた事業計画の策定 (普及・実証・ビジネス化事業) に活用されます。また、本事業は、「中小企業支援型」と「SDGsビジネス支援型」の2つのカテゴリーに区分されていますが、中小企業支援型については、日本の中小企業の海外展開を支援し、国内経済・地域活性化を促進することも期待されています (57・61・128ページの「匠の技術、世界へ」も参照)。

さらに、外務省は途上国政府の要望や開発ニーズに基づき、日本の中小企業等の製品を供与することを通じ、その途上国の経済社会開発を支援するのみなら



ラオスにおいて、株式会社トーケミの設置した給水装置の試運転時に、きれいな水の周りに集まってきた近所の子どもたち (事業の詳細は57ページの「匠の技術、世界へ」を参照) (写真：トーケミ)

ず、その中小企業等の製品に対する認知度の向上を図り、継続的な需要を創出し、日本の中小企業等の海外展開を支援する無償資金協力 (中小企業等の製品を活用した機材供与) も実施しています。

そのほか、日本政府は、中小企業が必要とするグローバル人材の育成を支援するため、企業に籍を置いたまま社員をJICA海外協力隊として開発途上国に派遣する「JICA海外協力隊 (民間連携)\*」を2012年に創設し、企業の海外展開を積極的に支援しています。

### エ. 事業・運営権対応型無償資金協力

2014年度から、日本政府は、施設建設から運営・維持管理までを民間企業が関与して包括的に実施する公共事業に無償資金協力をを行うことを通じ、日本企業の事業権・運営権の獲得を促進し、日本の優れた技術・ノウハウを開発途上国の開発に役立てることを目的とする事業・運営権対応型無償資金協力を導入しました。2016年以降、ミャンマーにおける漏水対策、ケニアにおける医療廃棄物対策、カンボジアにおける上水道拡張、フィリピンにおける廃棄物対策、ミャンマーにおける上水道整備の5つの案件を実施しています。

### オ. 円借款の制度改善

近年、日本の優れた技術やノウハウを開発途上国に提供し、人々の暮らしを豊かにするとともに、特に日本と密接な関係を有するアジアのBOPビジネス\*を含む新興国の成長を取り込み、日本経済の活性化にもつなげることが求められています。そのためには、開発途上国と日本の民間企業双方にとって、より魅力的な円借款となるよう、制度の改善を一層進めていく必要

があります。

これまで、日本政府は、日本の優れた技術やノウハウを開発途上国へ技術移転することを通じて「顔の見える開発協力」を促進するために、本邦技術活用条件 (STEP : Special Terms for Economic Partnership) を導入し、適用範囲の拡大、金利引き下げなどの制度改善を行ったほか、災害復旧スタンド・バイ借款<sup>注1</sup>の創設などの追加的な措置を行ってきています。また、日本政府は、官民連携 (PPP : Public-Private Partnership) 方式を活用したインフラ整備案件の着実な形成と実施を促進し、途上国政府による各種施策の整備と活用をニーズに応じて支援するべく、エクイティバックファイナンス (EBF) 円借款<sup>注2</sup>や採算補填 (VGF) 円借款<sup>注3</sup>などを導入しています。

そのほか、日本政府は、「質の高いインフラパートナーシップ」\*のフォローアップ策として、円借款の迅速化や新たな借款制度の創設など、円借款や海外投融資の制度改善を行っています。たとえば、通常は3年を要する円借款における政府関係手続期間を、重要案件については最短で約1年半にまで短縮したり、JICAの財務健全性を確保することを前提として、外貨返済型円借款の中進国以上への導入、ドル建て借款およびハイスpek借款<sup>注4</sup>を創設しています。また、日本政府は、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」\*において、手続迅速化のさらなる推進を発表し、フィージビリティ調査 (F/S)\*開始から着工までの期間を最短1年半に短縮するとともに、事業期間の「見える化」を図るなど、引き続き迅速な円借款の案件形成ができるよう、制度改善に努めています。

## カ. 海外投融資

海外投融資とは、JICAが行う有償資金協力の一つで、途上国での事業実施を担う民間部門の法人等に対して、必要な資金を出資・融資するものです。民間企業等の途上国での事業は、雇用を創出し、経済の活性化につながりますが、様々なリスクがあり、高い収益が望めないことも多いため、既存の金融機関から十分な資金が得られないことがあります。海外投融資は、そのような民間の金融機関だけでは対応が困難な事業、かつ、開発効果が高い事業に出資・融資するものです。支援対象分野は①インフラ・成長加速、②SDGs・貧困削減、③気候変動対策となっており、2018年度末までに計26件の出・融資契約を調印しています。

また、海外のインフラ事業に参画する日本企業の為替リスクを低減するため、日本政府は海外投融資制度について、従来の円建てに加え、現地通貨建て (2014年)、米ドル建て融資 (2015年) の導入を相次いで発表しました。2015年に日本政府は、「質の高いインフラパートナーシップ」のフォローアップとして、海外投融資の迅速化、対象の拡大およびJICAと他機関の連携強化を行うことを発表し、民間企業等の申請から原則1か月以内に審査を開始し、JBICに案件の照会があった場合の標準回答期間を2週間とするとともに、民間金融機関との協調融資を可能にしました。さらに、「先導性」要件の解釈を見直し、過去に類似案件への融資実績があったとしても、既存の民間金融機関による非譲許<sup>ひじょうきょ</sup>的な融資で現状対応できない場合に融資できることとしました。

2016年に日本政府は、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」\*において、JICA海外投融資の柔軟な運用・見直しとして、海外投融資の出資比率を25%から50% (最大株主にならない範囲) まで拡大するなど、出資比率上限規制の柔軟化やユーロ建て海外投融資の検討を行うこととし、その後の検討の結果、それぞれ対応可能という結論に至りました。

<sup>注1</sup> 災害の発生が予想される開発途上国に対して、事前に円借款の契約を締結しておき、災害が発生した際には、迅速に復旧のための資金を融通できる仕組み。

<sup>注2</sup> EBF (Equity Back Finance) 円借款は、開発途上国政府・国営企業等が出資をするPPPインフラ事業に対して、日本企業も事業運営主体に参画する場合、開発途上国の公共事業を担う特別目的会社 (SPC : Special Purpose Company) に対する途上国側の出資部分に対して円借款を供与するもの。

<sup>注3</sup> VGF (Viability Gap Funding) 円借款は、開発途上国政府の実施するPPPインフラ事業に対して、原則として日本企業が出資する場合において、SPCが期待する収益性確保のため、開発途上国がSPCに供与する採算補填 (VGF) に対して円借款を供与するもの。

<sup>注4</sup> 2016年5月のG7伊勢志摩サミットにて「質の高いインフラ投資の推進のためのG7伊勢志摩原則」を取りまとめたことに基づき、「質の高いインフラ」の推進に資すると特に認められる案件に対し、譲許性の高い円借款を供与するもの。

## 用語解説

## \* 包摂的ビジネス (Inclusive Business)

包摂的な市場の成長と開発を達成するための有効な手段として、国連および世界銀行グループが推奨するビジネスモデルの総称。社会課題を解決する持続可能なBOPビジネスを含む。

## \* フィージビリティ調査 (F/S : Feasibility Study)

立案されたプロジェクトが実行（実現）可能かどうかを検証し、実施する上で最適なプロジェクトを計画・策定すること。また、そのプロジェクトの可能性、適切性、および投資効果について調査すること。

## \* JICA 海外協力隊 (民間連携)

民間企業等の社員を JICA 海外協力隊として開発途上国に派遣し、企業のグローバル人材の育成や海外事業展開にも貢献するもの（旧名称は民間連携ボランティア制度）。企業の要望に応じ、派遣国、職種、派遣期間等を相談しながら決定する。企業が事業展開を検討している国等へ派遣し、活動を通じて、文化、商習慣、技術レベル等の把握、語学の習得のみならず、コミュニケーション能力や問題解決力、交渉力などが身に付き、帰国後の企業活動に還元されることが期待される。

## \* BOP (Base of the Economic Pyramid) ビジネス

開発途上国の低所得層<sup>注5</sup>を対象にした社会的な課題解決に役立つことが期待されるビジネス。低所得層は約50億人、世界人口の約7割を占めるともいわれ、潜在的な成長市場として注目されている。低所得層を消費、生産、販売などのバリューチェーンに巻き込むことで、持続可能な、現地における様々な社会的課題の解決に役立つことが期待される。事例として、貧困層向けの乳幼児用栄養強化食品等の販売を通じて栄養改善を図るモデル、貧困農家に対する高品質の緑豆栽培に係る技術支援を通じて、収穫量・品質改善による所得向上を図るモデルなどが挙げられる。

## \* 質の高いインフラパートナーシップ

2015年5月に安倍総理大臣が発表したもので、①日本の経済協力ツールを総動員した支援量の拡大・迅速化、②アジア開発銀行 (ADB) との連携、③国際協力銀行 (JBIC) の機能強化等によるリスク・マネーの供給拡大、④「質の高いインフラ投資」の国際的スタンダードとしての定着を内容の柱としている。

## \* 質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ

2016年5月のG7伊勢志摩サミットで安倍総理大臣から紹介したもので、アジアを含む世界全体のインフラ案件向けに、今後5年間の目標として、オールジャパンで約2,000億ドルの資金等を供給すると同時に、さらなる制度改善や JICA 等関係機関の体制強化と財務基盤の確保を図っていくことを盛り込んでいる。

注5 1人当たりの年間所得が購買力平価で3,000ドル以下の層。購買力平価とは物価水準の差を除去することによって、異なる通貨の購買力を等しくしたものを。

## (2) NGOなどの市民参加型連携

### ア. JICA 海外協力隊事業

1965年に発足し、半世紀以上の実績を有する青年海外協力隊を含むJICA海外協力隊事業は、累計で92か国に5万人以上を派遣し、まさしく日本の「顔の見える開発協力」として開発途上国の発展に貢献してきました。70日間の派遣前訓練を修了した人材を開発途上国に原則2年間派遣し、現地の人々と生活や労働を共にしながら、派遣先国の経済・社会の発展に協力する国民参加型事業です（70ページの「国際協力の現場から」および106ページのコラムも参照）。

本事業は、現地の経済・社会の発展のみならず、現地の人たちの日本への親しみを深めることを通じて、日本とこれらの国との間の相互理解・友好親善にも寄与しており、国内外から高い評価を得ています。また、グローバルな視野を身につけた協力隊経験者が日本の地方再生や民間企業の開発途上国への進出に貢献するなど、協力隊経験の社会還元という側面も注目されています（JICA海外協力隊（民間連携）については、127ページの用語解説を参照）。

日本政府は、こうした取組を促進するため、帰国隊員の進路開拓支援を行うとともに、現職参加の普及・浸透に取り組むなど、より多くの方が本事業に参加しやすくなるよう努めています。

なお、青年海外協力隊・シニア海外ボランティアを含むJICAボランティア事業の制度について、総称を「JICA海外協力隊」とし、現行の年齢による区分（青年・シニア）を、一定以上の経験・技能等の要否による区分に変更する見直しを行い、2018年秋募集から順次適用しています。



帰国隊員への外務大臣感謝状授与式および懇談会において感謝状を授与する鈴木馨祐外務副大臣（2019年10月）

## ケニア

### ウゴンゴ道路の交通安全ワークショップ JICA ボランティア事業\*1（2018年12月～2019年3月）

ケニアの首都ナイロビでは慢性的に交通渋滞が発生しており、同国の経済成長にとっての大きな障害となっています。こうした現状を改善するため、日本は2012年からナイロビで最も交通渋滞が深刻なウゴンゴ道路の拡幅・改良事業\*2を支援し、円滑な市内交通の実現に寄与してきました。

一方で、道路状況の改善に伴い車両の走行速度が上がったため、特にウゴンゴ道路沿線の学校に通学する児童の交通事故の危険性が高まっています。ウゴンゴ道路拡幅計画でも横断歩道や信号機、標識の設置などを進めてきましたが、救急医療の整備が行き届いていないケニアでは交通事故のケアなどが難しく、ケニア全体で年間約1万3,000人が交通事故で亡くなっており、緊急の対策が必要となっています。

このような状況を少しでも改善しようと、日本側から同国で活動しているJICA海外協力隊員有志やJICA運輸交通政策専門家、ケニア側からケニア交通安全局等の人々が集まって、2018年12月に道路沿線の小学校教員を対象とする交通安全講習を企画・開催しました。また、同講習会に参加した小学校の教員から要望を受け、2019年3月には、同校に対して児童向けの講習会も開催しました。

最初は黄色信号を「出発進行！」と答えていた児童たちに、教員と共に講習を行った結果、日本では当たり前の左右を確認してから道路を渡ることの大切さを理解してもらうこ

とができた、と参加した協力隊員は語ります。今後も日本はケニアにおいてインフラの整備だけにとどまらない、人々と共にある支援を推進していきます。



児童向け講習会で教員が信号機を説明している様子（写真：JICA）

- \*1 現名称は「JICA海外協力隊」（2018年秋の制度見直しにより、名称変更）。
- \*2 2012年から2018年にわたり無償資金協力「ウゴンゴ道路拡幅計画」を実施済みで、2018年から2020年の予定で「第二次ウゴンゴ道路拡幅計画」を実施中。

## イ. 日本のNGOとの連携

日本のNGOは、開発途上国・地域において様々な分野で質の高い開発協力活動を実施しており、地震・台風などの自然災害や紛争等の現場においても、迅速かつ効果的な緊急人道支援活動を展開しています。NGOは、開発途上国それぞれの地域に密着し、現地住民の支援ニーズにきめ細かく丁寧に対応することが可能であり、政府や国際機関による支援では手の届きにくい草の根レベルでの支援を行うことができます。外務省は、こうした「顔の見える開発協力」を行う日本のNGOを開発協力における重要なパートナーとして、NGOに対する資金協力を含む支援（以下参照）、NGOに対する活動環境整備支援（131ページ）、およびNGOとの対話（132ページ）の3点を柱に連携を進めています。

外務省は、2018年に計4回にわたり開催されたODAに関する有識者懇談会の提言に基づき、2019年4月から、日本NGO連携無償資金協力事業（以下参照）における一般管理費を、現行の対現地事業経費の5%から最大15%まで引き上げました。これにより、従来ODA事業を実施する上で団体自身の活動を維持するために投入してきた自己資金を、広報や民間資金の獲得などの団体の体制強化に向けられるようになり、団体の財政基盤や組織力が強化されて、ODAの担い手としての認知度が国内外で高められることが期待されています。

さらに、外務省は開発協力大綱のもと、今後5年間におけるNGOとの連携の方向性にかかわる計画を共同で作成し、2015年に発表しました。その後、NGOと共に同計画の進歩報告を毎年行うなど、この計画のフォローアップを行っています。

### …NGOに対する資金協力を含む支援

日本政府は、日本のNGOが開発途上国・地域において、開発協力事業および緊急人道支援事業を円滑かつ効果的に実施できるよう、様々な協力を行っています。

#### ■日本NGO連携無償資金協力

外務省は、日本NGO連携無償資金協力として、日本のNGOが開発途上国で実施する経済社会開発事業に資金を提供しています。事業の分野も医療・保健、教育・人づくり、職業訓練、農村開発、水資源開発、地雷・不発弾処理のための人材育成支援等、幅広いも

のとなっています。この枠組みを通じて、2018年度は日本の59のNGOが、31か国・1地域において、総額約50.4億円の事業を106件実施しました。



日本NGO連携無償資金協力事業「教員養成大学（TEC）における実践的環境教育等を通じた持続可能な生活環境実現プロジェクト」において、カンボジアの教員養成大学の学生たちが環境教育の授業を受ける様子（詳細は91ページのコラムを参照）（写真：Nature Center Risen）

#### ■ジャパン・プラットフォーム（JPF）

2000年にNGO、政府、経済界の連携によって設立された緊急人道支援組織であるジャパン・プラットフォーム（JPF）には、2019年12月時点で43のNGOが加盟しています。JPFは、外務省から供与されたODA資金や企業・市民からの寄付金を活用して、大規模な災害が起きたときや、紛争により大量の難民が発生したときなどに、生活物資の配布や生活再建などの緊急人道支援を行っています。2018年度には、アフガニスタン人道危機対応支援、イエメン人道危機対応支援、イラク・シリア人道危機対応支援、パレスチナ・ガザ人道支援、南スーダン支援、ミャンマー避難民人道支援、モンゴルおよびラオスでの水害被災者支援など、11プログラムで70件の事業を実施しました（34ページのコラムも参照）。

#### ■NGO事業補助金

外務省は、日本のNGOを対象に、経済社会開発事業に関連し、事業の形成、事業実施後の評価、国内外における研修会や講習会などを実施するNGOに対し、200万円を上限に、総事業費の2分の1までの補助金を交付しています。2018年度には8団体がこの補助金を活用し、プロジェクト形成調査および事後評価、国内外でのセミナーやワークショップなどの事業を実施しました。

## ■ JICAの草の根技術協力事業

JICAの技術協力プロジェクトにおいては、NGOを含む民間の団体に委託して実施される場合があり、NGO、大学や地方自治体といった様々な団体の専門性や経験も活用されています。さらに、国際協力の意志を持つ日本のNGO、大学、地方自治体および公益法人等の団体の提案による「草の根技術協力事業」を実施しており、2018年度は222件の事業を世界51か国で実施しました。同事業には、団体の規模や種類に応じて、①草の根パートナー型（事業規模：総額1億円以内、期間：5年以内）、②草の根協力支援型（事業規模：総額1,000万円以内、期間：3年以内）、③地域提案型（事業規模：総額3,000万円以内、期間：3年以内。地域活性化特別枠は総額6,000万円以内）という3つの支援方法があります。



草の根技術協力事業（パートナー型）「児童養護施設の養育体制強化を通じた子ども達の成長と自立を促進するプロジェクト」（フィリピン）において「ライフスキル向上のアクティビティ」を実践している様子（写真：特定非営利活動法人アクション）

### ・・・NGOに対する活動環境整備支援

NGOに対する資金協力以外のさらなる支援策として、NGOの活動環境を整備する事業があります。これは、NGOの組織体制や事業実施能力をさらに強化するとともに、人材育成を図ることを目的とした事業で、外務省は、具体的に以下4つの取組を行っています。

## ■ NGO相談員制度

外務省の委嘱を受けた全国各地の経験豊富なNGO団体（2018年度は15団体に委嘱）が、市民やNGO関係者から寄せられる国際協力活動やNGOの組織運営の方法、開発教育の進め方などに関する質問や相談に対応しました。

## ■ NGOインターン・プログラム

本プログラムは、日本の国際協力NGOへの就職を希望する若手人材のために門戸を広げると同時に、若手人材の育成を通じて日本のNGOとの連携による国際協力を拡充・強化するため、将来的には日本のODAにも資する若手人材の育成を目指し、外務省は、インターンの受入れと育成を日本の国際協力NGOに委託し、育成にかかる一定の経費を支給しています。

2018年度は、このプログラムにより、計9人がインターンとしてNGOに受け入れられました。

## ■ NGOスタディ・プログラム

本プログラムは、外務省が日本の国際協力NGOの人材育成を通じた組織強化を目的として、日本の国際協力NGOに所属する中堅職員を対象として国内外で研修を受けるための経費を支給するものです。2つの形態で実施されており、それぞれ、実務研修型（国際開発分野の事業や同分野の政策提言等において優良な実績を有するNGOにおいて実務能力の向上を図るもの）と、研修受講型（国内の研修機関が提供するプログラムの受講を通じて専門知識の向上を図るもの）に分類されます。研修員は、所属団体が抱える課題に基づき研修テーマを設定し、帰国後には研修成果の還元として、所属団体の活動に役立てるとともに、ほかのNGOとも情報を広く共有し、日本のNGO全体の能力強化に寄与することとしています。2018年度は、このプログラムにより9人が研修を受けました。

## ■ NGO研究会

外務省は、NGOの組織能力、専門性向上を目的とした研究会の実施を支援しています。このプログラムは委嘱先のNGOが、他のNGOなどの協力を得ながら、調査、セミナー、ワークショップ（参加型の講習会）、シンポジウムなどを行い、具体的な改善策の報告・提言を行うものです。2018年度、NGO研究会は、「2030年を見据えた日本の国際協力NGOの役割」、「多様化する国際協力NGOとソーシャルセクターの実態調査」、および「『SDGs16.2 子どもに対する暴力撤廃』とNGO」の3つのテーマに関する研究会を実施しました。同活動の報告書・成果物は外務省のODAホームページに掲載されています。

## ■ JICAのNGO等活動支援事業

外務省が行う支援のほかに、JICAでは国際協力活動を実施しているNGO・NPO、公益法人、教育機関、自治体等の団体が、より効果的で発展的な事業を実施・推進するため、様々な形で研修などのNGO等活動支援事業を実施しています。JICAの企画やNGOの提案により、草の根技術協力事業等の実施に際して必要となる開発途上国における事業実施に係る研修や、NGO等の機能強化に資する各地域や分野の状況に応じた研修を実施しています。

## ■ NGO-JICA ジャパンデスク

JICAはNGOの現地での活動を支援するとともに、NGOとJICAが連携して行う事業の強化を目的として、「NGO-JICA ジャパンデスク」を海外20か国に設置しています。NGO-JICA ジャパンデスクでは、主に①日本のNGO等との連携によるJICA事業の円滑な実施に必要な業務、②日本のNGO等の現地活動を支援する業務、③日本のNGO等とJICAとの連携

強化に必要な業務の3つのサポートを行っています。

### …NGOとの対話

#### ■ NGO・外務省定期協議会

NGO・外務省定期協議会は、NGOと外務省との連携強化や対話の促進を目的とし、ODAに関する情報共有やNGOとの連携の改善策などに関して定期的に意見交換する場として、1996年度に設けられました。現在では、年1回の全体会議に加え、「ODA政策協議会」と「連携推進委員会」の二つの小委員会が設置されています。どちらの小委員会も、原則として、それぞれ年3回開催されます。「ODA政策協議会」ではODA政策全般に関する意見交換が、「連携推進委員会」ではNGO支援・連携策に関する意見交換が行われています。

#### ■ NGO・在外ODA協議会

2002年以降、日本政府は、日本のNGOが多く活動している開発途上国において、大使館、JICA、

## タイ

### チョンブリ県における町ぐるみ高齢者ケア・包括プロジェクト —サンスク町をパイロット地域として 草の根技術協力（地域活性化特別枠）（2016年1月～2018年12月）

高齢化問題は、今や日本を含む先進国だけではなく、経済発展を遂げている開発途上国においても深刻な問題となっています。こうした途上国では先進国以上に急速に高齢化が進み、高齢者の介護、看護の人材育成が求められています。タイはその典型例で、2014年の時点ですでに高齢社会に突入し、65歳以上の高齢化率は2017年には10.7%と上昇しているにもかかわらず、高齢者を介護する人材が極端に不足しており、また人材育成も十分ではありません。

長野県東部に位置する佐久地域は、1947年頃から農村医療・地域医療が盛んとなり、現在も高齢者ケアを行う体制を整えています。2014年、タイ南東部のチョンブリ県サンスク町にある国立プラパ大学で佐久大学の学生が国際看護演習を実施するようになったことを契機に、両大学の学術交流、さらにサンスク町と佐久市の交流へと発展し、2016年にプロジェクト開始となりました。市役所をはじめ市内の病院、介護施設が連携してサンスク町から看護師やヘルスポランティア（日本における介護ヘルパーや介護士に相当）を受け入れ、研修を実施するとともに、佐久市からも短期専門家がサンスク町へ派遣され研修を行いました。

現地の寺院などでの集いや家族による高齢者ケアといったタイの伝統を尊重しつつ、ヘルスポランティアによる訪問ケアが実施されてきました。佐久市で研修を受けた看護師らがサンスク町のキーパーソンとなって看護・介護の体制づくり

に寄与することなども目標とされています。

こうした活動により、サンスク町におけるヘルスポラン

ティアらの地域活動開発力、介護技術が向上し、訪問ケアの回数はプロジェクト開始前の週1回から開始後は週4回と大幅に増加し、高齢者介護をめぐる状況は改善しました。また、佐久市の関係者にとっても、タイにおける近所の助け合い・互助の精神を通じて佐久地域の在宅ケアを見直すきっかけとなるとともに、「佐久市のヘルスケアモデルをタイへ技術移転」が、国内外で広く知られ高い評価を受けるようになりました。サンスク町のモデルが、今後タイ全土へ展開されることが期待されます。



佐久の介護技術を学んだサンスク町のヘルスポランティアが町の高齢者にリハビリを行っている様子（写真：Ms. Ratana Chuklinプロジェクト補助員）

NGO関係者が意見交換する場として「NGO・在外ODA協議会」を設置して、ODAの効率的・効果的な実施等について意見交換を行っています。

#### ■ NGO-JICA協議会

JICAは、NGOとの対等なパートナーシップに基づき、より効果的な国際協力の実現と国際協力への市民の理解と参加を促すため、NGO-JICA協議会を開催しており、2018年度は3回開催されました。

### (3) 地方自治体との連携

日本の地方自治体の持つ様々なノウハウは、世界中の開発途上国の経済や社会の発展において必要とされています。たとえば、多くの開発途上国では近年、成長や都市化が著しい反面、環境問題やインフラの問題などへの対応が追いつかない中で、水、エネルギー、廃棄物処理、防災等の分野で豊富な知見を蓄積している日本の地方自治体の協力がますます必要とされていることから、日本政府は、自治体のODAへの参画を推進してきました。また、地方自治体の側のニーズの観点からも、日本の地域の活性化や国際化の促進のため、地方の産業を含めた地方自治体の海外展開を積極的に推進しています。

また、JICAは、2013年度より、草の根技術協力事業の中で、「地域活性化特別枠」を設けました。地方自治体が主体となって、地域の知見・経験・技術などを活用した海外展開と途上国の開発課題解決との両立を目指し、途上国のみならず、日本の地域経済の活性化に貢献するWIN-WINな関係を築くことが期待されます。

### (4) 大学・教育機関との連携

日本政府は、大学が持つ開発途上国の開発に貢献する役割、国際協力を担う人材を育成する役割、日本の援助哲学や理論を整理し、発信する役割など、援助の理論整理、実践、国民への教育還元までの援助のサイクル全般への広い知的な側面において、大学と協力し、連携を図っています。実際に、様々な大学と共同

で、技術協力や円借款、草の根技術協力をはじめとする事業を推進しています。

一例として、開発途上国の経済社会開発の中核となる高度人材の育成を目的に、政府は人材育成奨学計画(JDS)を活用し、途上国の若手行政官等を留学生として国内累計36大学で受け入れており、2019年度は新規に360名を受け入れています。また、タイにおける産業人材育成のため、日本独自の教育システムである「高専」(高等専門学校)の設立・運営を通じて、日本と同水準の高専教育を提供する協力を実施しています。さらに、ASEAN諸国に対しては、JICAの技術協力プロジェクトとして、アセアン工学系高等教育ネットワーク(AUN/SEED-Net)プロジェクト\*を実施しており、日ASEAN大学間のネットワーク強化や産業界との連携、周辺地域各国との共同研究などを行っています。

加えて、近年、地球温暖化や感染症をはじめとする地球規模課題の脅威が急激に増してきており、その解決のために科学技術のさらなる発展が求められています。特にこれらの脅威の影響を受けやすい途上国では、地域のニーズに基づく研究開発が必要であることから、日本の優れた科学技術への期待が高まっています。同時に、途上国の大学・研究機関等の自立的な研究開発能力の向上や、持続的な活動推進体制の構築も急務となっています。このような問題意識のもと、2008年から、外務省・JICAが文部科学省、科学技術振興機構(JST)、日本医療研究開発機構(AMED)と連携し、「地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム(SATREPS)注6」を実施しており、2019年度までに145案件が採択され、日本と途上国の大学・研究機関等の間で国際共同研究が行われています(具体例については、100ページの「匠の技術、世界へ」を参照)。

こうした大学との連携は、途上国の課題解決における学術面での向上に寄与していることに加え、海外から研修員が日本の大学で研修・研究することで、日本の大学の国際化にも貢献しています。

注6 SATREPSについては、25ページの用語解説を参照。



## 用語解説

### \* アセアン工学系高等教育ネットワーク

(AUN/SEED-Net : ASEAN University Network/Southeast Asia Engineering Education Development Network)

ASEANに加盟する10か国における工学分野のトップレベルの26大学と、日本の支援大学14校から構成される大学ネットワークとして、2001年に発足。東南アジアと日本の持続的な発展のために、工学分野で高度な人材を輩出するべく様々な研究・教育活動を実施している。このプロジェクトは、東南アジア諸国の政府や大学、本邦大学の協力のもと、JICAを通じて主に日本政府が支援を行っている。

## (5) 諸外国・国際機関との連携

### ア. 諸外国との連携

日本は、幅広い開発課題に関して他のドナーとの協力を推進しています。2019年にはイギリス、オーストラリア、米国およびEU等との間で対話や意見交換を実施しました。また、これら主要ドナーの間では首脳レベルのコミットメントのもと、アフリカを含むインド太平洋等の第三国において、連結性強化のためのインフラ整備、海洋の安全、防災といった、様々な分野において具体的な協力や連携が進められており、ODAもその重要な一翼を担っています。日本のODAを効果的に活用し、幅広い国際社会全体で開発課題に取り組むためにも、他のドナーとの協力や連携は引き続き重要であり、積極的に推進していきます。

開発協力はこれまで、経済協力開発機構（OECD）開発援助委員会（DAC）のメンバー、いわゆる伝統的なドナーが中心的な提供者となってきましたが、近年、中国、インド、サウジアラビア、ブラジル、トルコなどの新興国も開発途上国に対して支援を行い、開発課題に大きな影響力を持ち始めています。自らが援助を受ける側から提供する側へと主要ドナーへの道を歩んできた経験を持つ日本は、新興国を含む諸国とも連携し、新興ドナーから途上国に対する援助（南南協力）が効果的に促進されるよう、新興国への支援（三角協力）も行っています。特に中国について、日本政府は、2018年10月に対中ODAの新規採択終了とあわせて、日中を対等なパートナーとする新たな次元の協力を進めていくことを発表しました。これを受けて、2019年5月には、中国との間で開発協力政策に関する協議を行い、互いの開発協力政策や体制、監督・評価、他国や国際機関との協力実績等について情報交換を行いました。日本政府としては、中国が援助供与国として存在感を増す中、中国の援助が国際的基準や取組と整合的な形で、透明性を持って行われることが重要であると考えており、こうした対話の機会も活用し、中国政府に働きかけています。

### イ. G7・G20 開発問題における連携

2019年7月4日および5日、フランス・パリでG7開発大臣会合およびG7教育大臣・開発大臣合同会合が開催されました。両会合には、G7各国およびEUやアフリカ諸国の閣僚のほか、国際機関の代表なども参加し、開発大臣会合において、持続可能な開発のための資金調達、危機の予防と脆弱性との闘い、サヘル諸国における課題とG7・サヘル諸国との協働などの開発分野の諸課題が議論され、教育大臣・開発大臣合同会合において、職業技術教育訓練（TVET：Technical and Vocational Education and Training）、女子教育、サヘル地域の教育状況が議論されました。日本からは、阿部俊子外務副大臣（当時）および柴山昌彦文部科学大臣（当時）が出席し、2019年6月開催のG20大阪サミットの成果および同8月開催のTICAD7などにおける日本のイニシアティブを紹介しました。

また、2010年のG20トロント・サミット（カナダ）において立ち上げが合意されて以降、毎年開催されているG20開発作業部会では、開発課題に関する議論が行われています。2019年に日本が議長国を務めた開発作業部会では、①持続可能な開発に向けた連結性強化のための質の高いインフラ、②人的資本投資（教育）、③2030アジェンダ（SDGs）、④説明責任の4つが優先議題とされ、各議題について成果文書が策定されました。



G7開発大臣会合およびG7教育大臣・開発大臣合同会合での写真撮影に臨む阿部外務副大臣（当時）（前列右から2番目）（2019年7月）

## ウ. 国際機関との連携

近年、貧困、気候変動、防災、保健など、国境を越える地球規模課題に対して、国際社会が一致団結して取り組むことが強く求められている中、日本は国際機関との連携も行っています。

日本は、様々な開発課題に対応するべく、日UNDP協力を進めるため、毎年UNDPと戦略対話を実施しています。2019年は、11月に戦略対話を実施し、地域別の取組やテーマ別取組について意見交換を行いました。

具体的な日UNDP協力の一例としては、防災の面での協力があり、アジア太平洋地域の津波の発生リスクが高い国を対象とした津波避難計画の策定および津波避難訓練事業を実施しています。本事業は、日本が主導して2015年12月の国連総会において制定された「世界津波の日」（11月5日）に基づき、津波防災啓蒙および各国の防災能力強化や体制強化を現場における実践的な観点から支援を行っており、津波に脆弱な地域の子どもを含むコミュニティの住民が、津波に備え、自然災害が発生した時にどう行動すべきかを学ぶことを目的としたものです。

2019年4月時点で、対象18か国のすべての国で、計115校において避難訓練が実施され、約61,000人が避難訓練に参加しました。なお、参加者は、実際の避難訓練に参加するだけでなく、避難経路の決定、誘導や人数確認といった担当者の指名、けが人が発生した場合を想定した応急措置の準備など、計画段階から参画することで、いずれは支援がなくとも各国が自ら避難訓練を実施できるよう能力強化を行っています。

引き続き、支援対象国が自力で実施できるような避難訓練のスケールアップや制度化を目指すとともに、特に大洋州地域のうち津波のリスクや避難訓練のニーズの高い国を対象とし、2018年12月からはフェー

ズ2が開始されています。

DACでは、2030アジェンダを含む今の時代に即した開発協力のため、新興国や民間部門などの多様な主体との連携強化も含めた様々な取組が実施されています。具体的には、各国のODA実績が正当に評価されるための測定方法の改定や、ODAを活用した民間の開発資金の動員の方策、民間や新興ドナー国などのODA以外の開発資金を幅広く統計として捕捉する方策などについて議論が行われています（ODA計上方式の変更について、14ページの「開発協カトピックス」も参照）。さらには、人道と開発と平和の連携や、開発および人道支援における性的搾取、虐待、ハラスメントの撲滅に関する議論も行われ、2019年にこれらに関するDAC勧告が採択されました。

2019～2020年にはDACメンバーが互いの開発協力政策、体制、予算等をレビューし合う開発協力相互レビューの対日レビューが6年ぶりに実施されており、日本の開発協力の長所を共有し、またより良い開発協力のあり方を学ぶべく、対応を行っています。

2016年、日本は、開発途上国の開発問題に関する調査・研究を行うOECD内の独立機関であるOECD開発センターに復帰しました。同センターは、OECD加盟国のみならず、OECDに非加盟の新興国・途上国も参加し、様々な地域における開発について政策対話を行う場として、重要な役割を持っています。2019年、日本は同センターとの共催により、三角協力に関するセミナーやTICAD7の事前広報を兼ねたアフリカとのハイレベル政策対話等を開催しました。また、TICAD7の機会には開発センターとAU委員会との共催により、「ハイレベル政策対話：アフリカ開発ダイナミクス2019に向けて：生産構造転換に向けた政策」を開催しました。このように、日本と同センターは緊密に協力しており、引き続き同センターとの関係を強化していく考えです。